



白河市告示第34号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成18年3月31日

白河市長 成井英夫



編入する字名	同左に編入される区域	
道場町	細工町	37の3、43の1、43の2、43の8及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
細工町	道場町	46の6、46の7
	四ツ谷	14の1、14の2